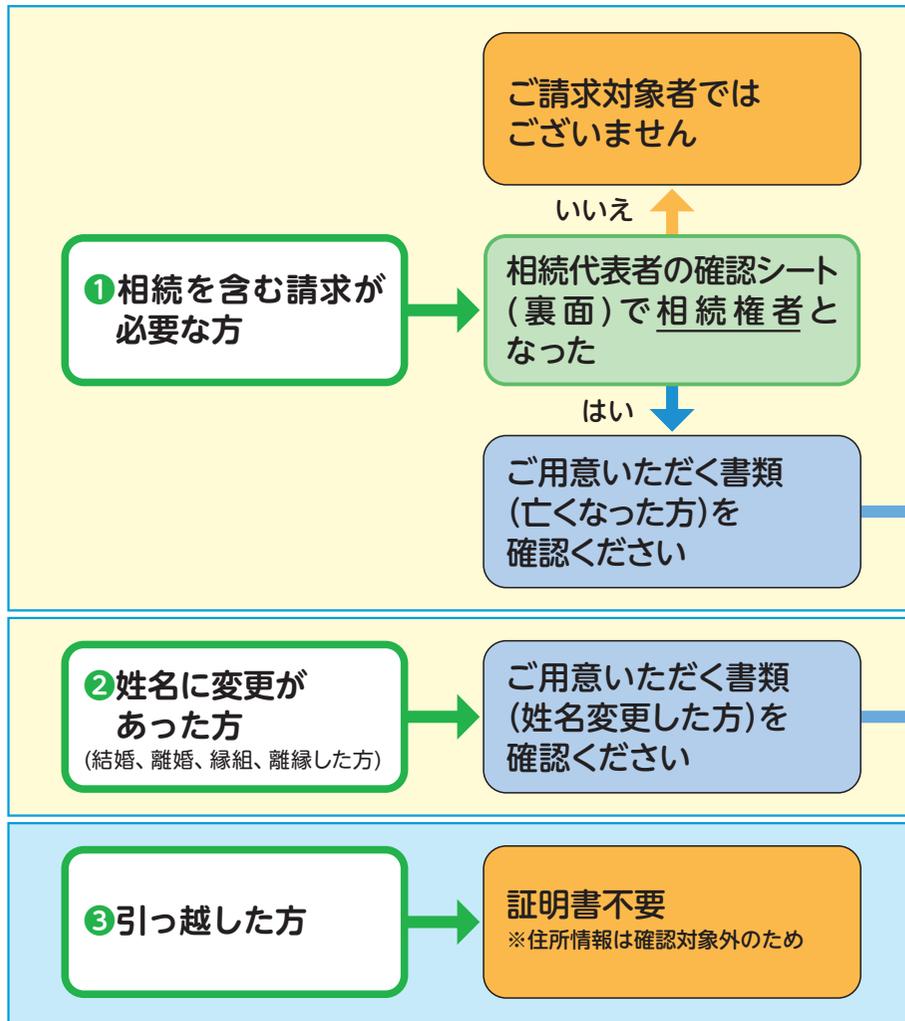


「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償」のご請求者さまお一人おひとりのご事情により、必要な証明書が異なります。そのため、次の手順によりご確認ください。



ご用意いただく書類

亡くなった方(以下「故人」という)

○自主的避難等対象区域(※屋内退避対象区域以外)の方

- ①故人(被相続人)が亡くなったことが分かる「住民票(除票)の写し」又は「戸籍謄本」
- ②故人(被相続人)と相続人代表者との続柄が分かる「住民票(除票)の写し」又は「戸籍謄本」

※①と②が一つの書類で分かる場合は、どちらか一点をご準備ください。

※故人との関係(続柄)が配偶者(後に再婚、転籍や縁組をしていない方)や子(婚姻歴が無い方や分籍、縁組をしていない方)の方は、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストアで取得できる「戸籍謄本」一点をご準備ください。

○屋内退避対象区域の方(久之浜・大久、小川・川前地区の一部)

- ・故人(被相続人)の出生から亡くなるまでの連続した「戸籍謄本」
- ・相続人全員の現在の「戸籍謄本」
※故人の戸籍から除籍されていない場合は不要です。
- ・相続人代表者を含む相続人全員の「印鑑登録証明書」

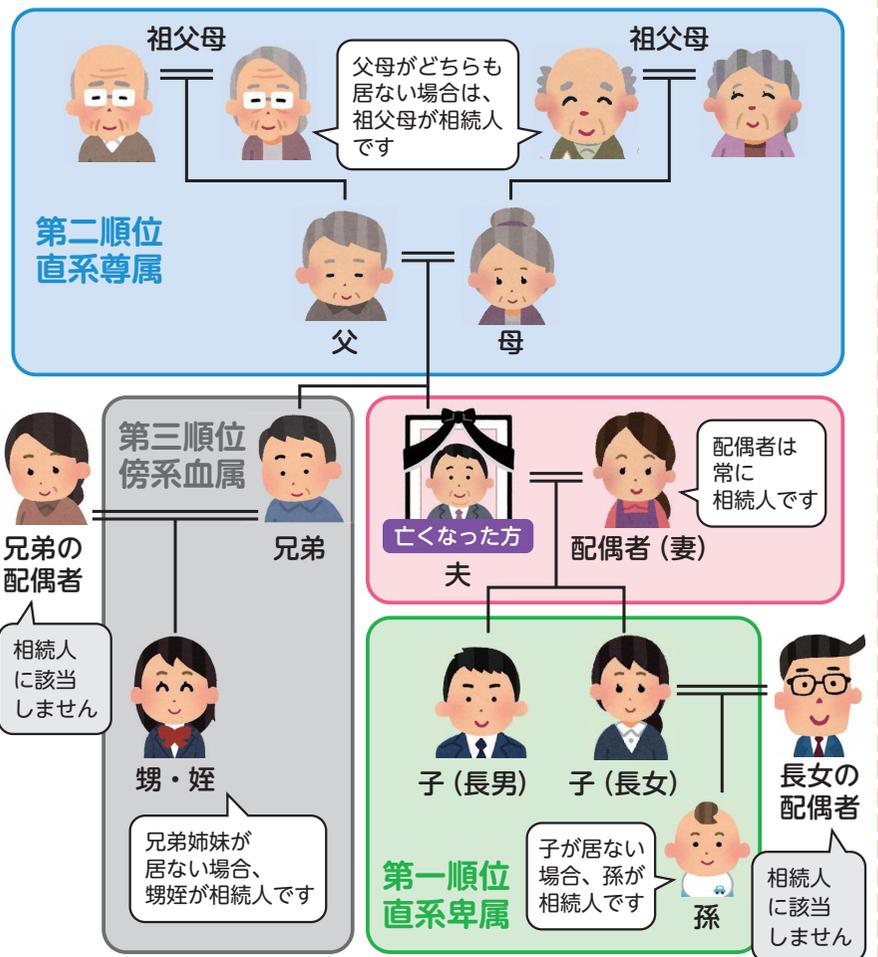
結婚・離婚・縁組・離縁により姓名変更した方

○姓名変更したことが分かる書類(いずれか一点)

- ①運転免許証の「表面と裏面のコピー」
 - ②マイナンバーカードの「表面のコピー」
 - ③コンビニエンスストアで取得できる「戸籍謄本」
(マイナンバーカードと暗証番号が必要)
 - ④市の窓口で取得できる「住民票の写し」又は「戸籍謄本」
- ※①～④の書類に旧姓併記があるものいずれか一点をご準備ください。

お亡くなりになられた方の追加賠償金を請求する方（相続代表者）の確認シート

法定相続人の範囲と優先順位



※お支払いさせていただく賠償金は相続財産にあたるため、相続を放棄された方がいる場合は、手順に当てはまらない場合もございます。
 ※当手順により「請求対象者」となったが、他にも同様に対象となられる方がいらっしゃる場合は、その中で当賠償金請求者（相続人代表者）を決めたうえで、ご請求くださいますようお願い申し上げます。

賠償金請求相続代表者確認手順

